

最高裁判所裁判官会議規程

昭和22年9月22日最高裁判所規程第1号

改正 昭和27年12月24日最高裁判所規程第18号

最高裁判所裁判官会議規程

第一条 最高裁判所の裁判官会議については、この規程の定めるところによる。

第二条 裁判官会議は、最高裁判所長官が、これを招集する。

第三条 裁判官会議は、毎月一回定期にこれを招集しなければならない。

緊急の必要がある場合には、隨時これを招集することができる。

(昭二七最裁程一八・一部改正)

第四条 裁判官会議の議に附すべき事項は、あらかじめ、各裁判官にこれを通知しなければならない。但し、緊急やむを得ない場合は、この限りでない。

第五条 裁判官会議は、裁判官九人以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

第六条 緊急の必要のため裁判官会議を開くことができない場合には、最高裁判所長官は、応急の措置を講ずることができる。この場合には、遅滞なく、裁判官会議の承認を得なければならない。

第七条 司法行政事務は、裁判官会議の議により、その一部を裁判官会議を組織する一人又は二人以上の裁判官に委任することができる。

裁判官が、前項の規定により、その委任された事務を処理したときは、次の裁判官会議にこれを報告しなければならない。

(昭二七最裁程一八・一部改正)

第八条 裁判官会議は、公開しない。

第九条 最高裁判所事務総長は、裁判官会議に出席して意見を述べることができる。但し、裁判官会議において適當と認めるときは、出席を拒み、又は退席させることができる。

第十条 裁判官会議において適當と認めるときは、最高裁判所の裁判官でない者の出席を求めて説明又は意見を聞くことができる。

第十一條 裁判官会議の議事は、出席裁判官の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

第十二条 裁判官会議の議事については、裁判所事務官に議事録を作成させる。

議事録には、出席者の氏名、議事の経過の要領及びその結果を記載し、議長及び出席した最高裁判所事務総長又は裁判所事務官が、これに署名しなければならない。

第十三条 最高裁判所長官に差支のあるときは、裁判官会議に関する最高裁判所長官の権限は、司法行政事務について長官を代理する者が、これを行う。

第十四条 この規程を改正するには、出席裁判官の三分の二以上の賛成がなければならない。

附則

この規程は、昭和二十二年九月一日から、これを施行する。

附則 (昭和二七年一二月二四日最高裁判所規程第一八号)

この規程は、昭和二十八年一月一日から施行する。